

居宅介護支援重要説明書

令和 年 月 日

1 利用者

要介護認定区分	要介護
要介護認定有効期間	令和 年 月 日から
	令和 年 月 日まで
認定審査会意見	

2 事業所の概要

(1) 支援事業者の指定番号及びサービス提供地域

事業所名	もみじ苑居宅介護支援センター		
所在地	北九州市八幡西区藤原四丁目15番33号		
管理者の氏名	外野 愛子		
電話番号	(093)601-7814	FAX番号	(093)601-3616
事業者指定番号	4070700325	サービス提供地域	北九州市八幡西区、若松区

※ 上記地域以外でもご希望の方はご相談下さい。また営業時間外及び留守の場合の電話連絡は本館事務所に転送される体制を取っており、折り返し担当者から連絡させていただきます。

(2) 介護支援専門員

氏名	資格証明番号	取得年月日	勤務形態
外野 愛子	第40200040号	令和2年6月1日	常勤兼務
西平 明奈	第40240152号	令和6年6月1日	常勤
堀田 久美	第40011232号	平成14年3月8日	常勤

(3) サービス提供の時間帯

営業日	営業時間
平日	8:45～17:30
土曜日	8:45～17:30
祝日	8:45～17:30
営業しない日	日曜日 12月30日～1月3日

(4) 事業所であわせて実施するサービス

サービスの種類	介護保険指定番号	サービスを提供する地域
訪問介護【休止中】	4070700515号	北九州市八幡西区、若松区
短期入所生活介護	4070700333号	北九州市
通所介護	4070700291号	北九州市八幡西区、若松区

3 事業の目的と運営方針等

(1) 事業の目的

指定居宅介護支援の事業は、要介護者等からの相談に応じ要介護者等がその心身の状況や置かれている環境等に応じて、本人や家族の意向等を基に居宅サービスを適切に利用できるよう、サービスの種類や内容等の計画（ケアプラン）を作成するとともに、サービスの提供が確保されるよう指定サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整、その他の便宜の調整を行うことを目的とする。

(2) 運営方針

- 1 本事業は、利用者が要介護状態になった場合においても可能な限り自宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活が営むことができるよう配慮して行なう。
- 2 利用者の心身の状況、その他置かれている環境等に応じて利用者の選択に適切な保健医療サービス及び福祉サービス等、多様な事業者から、総合的かつ効果的に提供されるよう配慮して行なう。
- 3 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って利用者に提供される居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう公正中立に行なう。
- 4 本事業の運営にあたっては関係市町村、他の指定居宅介護支援事業所、居宅サービス事業所、介護保険施設及び関係機関との連携に努める。

(3) その他

事 項	内 容
アセスメント(評価)の方法	三団体ケアプラン策定研究会方式(包括的自立支援プログラム)
従 業 員 研 修 の 有 無	県市並びに県社協等各」団体主催の研修参加と苑内研修実施

4 サービスの内容

- (1) 居宅サービス計画(ケアプラン)の作成
- (2) 要介護認定の申請代行
- (3) 給付管理票の作成
- (4) 介護支援の質の評価の実施と改善を図る
- (5) サービス事業者の実施状況の把握や連絡、調整
- (6) 苦情の処理

5 利用者負担金

(1) 利用者負担金

要介護(要支援)認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されますので利用者の自己負担金はありません。

介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により支援事業者へ直接介護保険給付が行なわれない場合があります。その場合、利用者は1ヶ月につき要介護認定に応じて下記の利用者負担金を支払い、支援事業者は指定居宅介護支援提供証明書を発行します。指定居宅介護支援提供証明書を後日各区の窓口へ提出しますと、保険給付分の払い戻しを受けられます。

要介護1, 2	要介護3～5
10,860円	14,110円

(2) 交通費

2の(1)のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。それ以外の地域の方で事業者からの請求があった場合は、交通費の実費をお支払いいただくことがあります。

(3) 利用者負担金の支払方法

事業者は、当月の利用負担金の請求書に明細を付して翌月5日までに利用者に請求し、利用者は翌月10日までに次のいずれかの方法により支払います。

☐ 現金払い

☐ 金融機関振込 ※ 振込手数料は利用者の負担となります。

福岡銀行黒崎支店（普通預金）	口座番号	2639135	口座名義人	社会福祉法人本城会 もみじ苑居宅 介護支援センター 理事長 福島智子
----------------	------	---------	-------	---------------------------------------

（４）領収書の発行

事業者は、利用者から利用料負担金の支払いを受けたときは領収書を発行します。

（５）その他

要介護認定申請代行費、記録の複写費用等をいただくことがあります。

６ キャンセル料

利用者はいつでも契約を解約することができ、一切料金はかかりません。

７ 利用者へお願い

支援事業者が発行するサービス利用票、サービス計画書等は利用者の介護に関する重要な書類ですので、契約書や重要事項説明書と一緒に大切に保管して下さい。

８ 相談窓口、苦情対応

★ サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応します。

当 事 業 所 ご利用相談室	窓口担当者	管 理 者 外野 愛子
	ご利用時間	平日 9:00～17:00
	ご利用方法	電話 (093)601-7814 FAX (093)601-3616 面接

★ 公共機関においても、次の機関において苦情申し出ができます。

八幡西区役所 保健福祉課 介護保険担当	所在地	北九州市八幡西黒崎3丁目15番3号
	電話	(093)642-1441
	FAX	(093)642-2941
	対応時間	平日 8:30～17:00
若松区役所 保険福祉課 介護保険担当	所在地	北九州市若松区浜町1丁目1番1号
	電話	(093)761-5321
	FAX	(093)751-2344
	対応時間	平日 8:30～17:00
福岡県国民健康保険 団体連合会(国保連)	所在地	福岡市博多区吉塚本町13番47号
	電話	(092)642-7859
	FAX	(092)642-7857
	対応時間	平日 8:30～17:00

９ 支援事業者(本社)の概要

名称 法人種別	社 会 福 祉 法 人 本 城 会
代 表 者 名	理 事 長 福 島 智 子
本社所在地 連絡先	所 在 地 北九州市八幡西区藤原四丁目15番33号 電 話 (093)601-7760 / FAX (093)601-7768

令和 年 月 日

居宅介護支援の開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

< 事業者 >

所在地 北九州市八幡西区藤原四丁目15番33号

社会福祉法人 本 城 会
支援事業者名 もみじ苑居宅介護支援センター
(指定番号 4070700325)

代表者名 理 事 長 福 島 智 子 印

< 説明者 >

所 属 もみじ苑居宅介護支援センター

氏 名 印

私は、契約書及び本書面により、事業者から居宅介護支援について重要事項説明書を受けました。

< 利用者 >

住所

氏名 印

< 利用者代理人(選任した場合) >

住所

氏名 印